(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
			給気口の性能		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			給気送風機の外観	
給気口の取付けの状況	給気口の手動開放装置の設置の状況	給気口の手動開放装置の操作方法の表示	給気口の開放装置による開放の状況	給気口の開放の状況	給気風道の劣化及び損傷の状況	給気風道の取付けの状況	給気風道の材質	給気送風機の設置の状況	給気風道との接続の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、第五号イ(2)(i)の規定に適合する場合等を除く。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項第二号又は第二十九条の一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。									

(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
給気送風機の性能				給気送風機の吸込口			遮煙開口部の性能
給気口の開放と連動起動の状況	給気送風機の作動の状況	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	吸込口の設置位置	吸込口の周囲の状況	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	遮煙開口部の排出風速
作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。	予備電源により作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十センチメートル開放し、同部分から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査で当該記録があり、記録に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、第一項第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な振動があること。	予備電源により作動しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	浸入した雨水等を排出できないこと。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、第一項第百二十九条の一項又は第百二十九条の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。